



ひと、暮らし、みらいのために

平成21年4月10日(金)
 医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
 室長：梶尾(内)2716
 室長補佐：松崎(内)4230
 (直通)03-3595-2400

C型肝炎救済特措法の給付金に対する製薬企業の負担割合について(告示の制定)

「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」(平成20年法律第2号)第16条に基づき、製薬企業の同意を得て厚生労働大臣が定めることとされている給付金支給等業務に要する費用の負担方法及び割合の基準を定める告示が、平成21年4月10日に制定されましたので、お知らせします。

告示の内容

- (1) 大阪高等裁判所の和解骨子案(平成19年12月13日)の考え方に基づき、給付費用及び弁護士費用についての各製薬企業の費用負担割合を規定。(第2条～第4条)
 具体的には、以下の表のとおり。

製薬企業	製剤と投与時期	割合
田辺三菱製薬株式会社	【特定フィブリノゲン製剤】 昭和60年8月21日～昭和62年4月21日	10／10
	【特定フィブリノゲン製剤】 昭和62年4月22日～昭和63年6月23日	2／3
	【特定血液凝固第IX因子製剤(クリスマシン等)】 昭和59年1月1日～	10／10
日本製薬株式会社	【特定血液凝固第IX因子製剤(PPSB-ニチヤク)】 昭和59年1月1日～	10／10

- (2) 各製薬企業は、上記による額のほか、以下の額を納付することを規定。(第5条)

田辺三菱製薬株式会社 51億8,672万5,000円
 日本製薬株式会社 1億5,577万5,000円

○厚生労働省告示第二百六十号
特定ブイアリノゲン製剤及び
の給付金の支給に関する特別措
リノゲン製剤及び特定血液凝固
給に関する特別措置法第十六条

厚生勞働大臣
舛添要三

外
添
要
一

要

第三条 同一の者が前条の表の中欄に掲げる二以上の者の区分に該当する場合(同表の上欄に掲げる製造業者等が二ある場合に限る)において、法第十七条第一項の規定によりそれぞれの製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、前条の規定にかかわらず、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に十分の五を乗じて得た額とする。この場合において、当該同一の者に対する給付金等の支給に要する費用に相当する額に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	(特定フイブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法第十六条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(製造業者等の費用負担の方法))			
日本製薬株式会社	昭和六十年八月二十一日から昭和六十二年四月二十一日までの間に特定フイブリノゲン製剤(法第二条第一項に規定する特定フイブリノゲン製剤に三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者)	昭和六十年四月二十二日から昭和六十三年六月二十三日までの間に特定フイブリノゲン製剤に三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者	昭和五十九年一月一日以後に特定血液凝固第IX因子製剤(法第二条第二項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者)によつて同様に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者	昭和五十九年一月一日以後に特定血液凝固第IX因子製剤(法第二条第二項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者)によつて同様に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者
日本製薬株式会社	昭和五十九年一月一日以後に特定血液凝固第IX因子製剤(法第二条第二項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者)	昭和五十九年一月一日以後に特定血液凝固第IX因子製剤(法第二条第二項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者)	昭和五十九年一月一日以後に特定血液凝固第IX因子製剤(法第二条第二項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者)	昭和五十九年一月一日以後に特定血液凝固第IX因子製剤(法第二条第二項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者となつた者)

二 田辺三萎製薬株式会社 十分の五	日本製薬株式会社	昭和五十九年一月一日に特定C型肝炎ウイルス感染者とみなされた者	昭和五十九年一月一日に特定血液凝固第IX因子製剤を用いて同一の患者に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者とみなされた者	三分の一
二 田辺三萎製薬株式会社 三分の一	日本製薬株式会社	昭和五十九年一月一日に特定P/S/B-1ニチヤクによる法第二条第三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者とみなされた者	昭和五十九年一月一日に特定P/S/B-1ニチヤクによる法第二条第三項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者とみなされた者	十分の十
二 田辺三萎製薬株式会社 三分の一		昭和六十年八月二十日から昭和六十二年四月二十日までの間に特定P/S/B-1ニチヤクによる法第二条第一項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者とみなされた者	昭和六十年八月二十日から昭和六十二年四月二十日までの間に特定P/S/B-1ニチヤクによる法第二条第一項に規定する特定C型肝炎ウイルス感染者とみなされた者	十分の十

第四条 法第十七条第二項の規定により製造業者等が納付すべき拠出金の基準額は、当該基準額が法第三条の給付金の支給に要する費用に相当する額を算定の基礎とする場合においては、前二条の規定にかかるらず、前二条の規定による額に、国が基本合意書(薬害肝炎全国原告団及び薬害肝炎全国弁護団と国との間で合意された平成二十年一月十五日付けの基本合意書をいう。)に基づき前二条の規定に係る特定C型肝炎ウイルス感染者に対して支払った弁護士費用に相当する額(当該特定C型肝炎ウイルス感染者が特定期間特定C型肝炎ウイルス感染者のみに該当する場合にあっては弁護士費用に相当する額の三分の二の額とし、前条の規定が適用される場合にあっては同条の規定中「給付金等の支給に要する費用」とあるのを「弁護士費用」と読み替えて同条を適用した額とする。)を加算した額とする。

第五条 次の各号に掲げる製造業者等は、前三条の規定による額のほか、給付金支給等業務に要する費用について、法第十七条第一項の規定による機構からの拠出金の拠出の求めに応じて、それぞれ当該各号に定める額を、同条第二項の拠出金として機構に納付するものとする。

- 一 田辺三菱製藥株式会社 五十一億八千六百七十二万五千円
- 二 日本製薬株式会社 一億五千五百七十七万五千円

